

2026年4月18日

第十分区町内会会則の改正理由及び各条項等の説明

1 会則改正理由

現在の第十分区町内会会則は、昭和47年1月1日に施行され、内容は第1条から第17条までの大まかな内容で条項が定められています。また、一部改正が昭和54年、昭和60年、昭和63年、平成7年、平成13年、平成26年、平成29年及び令和3年の8回実施され、令和3年までは現在の会則でも問題等は発生しないで町内会の業務等を運営して来ました。これは令和3年までの役員が町内会会則において細部が定められていないにも拘わらず常識ある運営をしてきた結果であります。しかし、令和4年から令和7年6月までの役員は、現在の町内会会則が細部の内容について定めていなかったことを利用して、町内会会員の共同利益及び地域生活環境の向上等を重視しないで役員の利益を重視した運営を実施していたと思われまます。また、会則内規は役員会の決議だけで変更又は廃止ができることで大半の事項を役員会で決議して運営していました。このため、役員の利益を重視した業務運営を実施してきた結果、多額の使途不明金等が発生している状況です。この件を踏まえて町内会会則及び会則内規を改正することにより役員の変更によって運営の方法が大きく変わることがないようにするとともに不具合等の発生を防止することを目的として改正しました。

今回改正する町内会会則は、町内会住人（会員）のための会則としました。

2 条項の説明

第1条 町内会会則の名称

第2条 新規に第十分区町内会の区域を解りやすく定めました。

第3条 目的を理解しやすく定めました。

第4条 町内会員の資格

第5条 町内会会員の脱退を新規に定めました。

第6条 町内会事務所の設置場所

第7条 町内会の各部の事業

第8条 会則及び総会の決議を誠実に遵守するために新規に定めました。

第9条 役員の構成及び資格

第3項

町内会に事業所を運営しているが住民票を持たないとともに居住していない会員が役員（会計）に付いたため、会長に言われるままに不透明な会計処理を実施した。町内会住人としての意識が無いために行ったと考えられるため、この項を定めました。

第10条 役員の選出方法

役員選出で現在の町内会会則は大まかな内容で細部が定められていないためにどのように選出し、承認するか解らない内容のめに会則内規で細部が定めており、会則内規は役員だけの決議で自由に変更され、会長の意向が強く反映された内容となった。このために令和4年から令和7年6月までの役員（特に監事及び会計担当）は会長の意のままに行動した可能性が高く、不明瞭な会計処理等多く発生していました。また、会則内規は役員だけで自由に改正できるため、会長等の役員が交代する度に役員選出方法が変更される可能性が高いとともに選出要領が定着しない状況です。このような不正等を防止するために役員選出要領を標準化して常に厳正な役員の選出が出来るように定めました。

第11条 委任状の有効性

委任状は現在の町内会会則では決議権として有効であると定められていないため、決議権として有効であると定めました。

第12条 顧問の設置

顧問の設置について細部を定めていないため、細部について決めました。

第13条 役員による会務分担

第14条 町内会の会議の種類等

第15条 総会及び役員会

令和4年から令和7年6月までの役員会は、会員が臨時総会の開催の要求をしてもなかなか開催に応じなかったため、これを改善するために定期総会、臨時総会及び役員会の実施要領及び開催要領等の細部を解りやすく決めました。

第16条 開示

開示が町内会会則及び会則内規に定められていなかったため、令和4年から令和7年6月までの役員会（会長及び監事）が会員からの再三の開示請求に応じなかった経緯があったため、開示請求の要領及び開示の対応要領等について細部を決めました。

第17条 会計年度

第18条 町内会会費

第3項

町内会会費が多く黒字決算及び赤字決算が発生した場合には、総会の承認を受けて変更できるように決めました。

第19条 経費

令和4年から令和7年6月までの役員会は、領収書が無いにも関わらず会計担当者は予算を支出するとともに行事の打ち上げ等で高額な予算を使用していたが、この事を監事も指摘しなかった。また、本来特別会計は緊急時（災害等）の予算ですが、この予算についても自由に支出していた経緯が

ありました。このような事も会長の意思が強く反映されたものと考えます。以上のことから町内会の予算を厳格に使用するよう細部要領を定めました。

第20条 慶弔金

令和7年の定期総会で喜寿、米寿及び白寿のお祝金及び弔慰金が会則内規の一部改正で削除されたため、米寿及び白寿のお祝金及び弔慰金を追加しました。これは長年に渡り町内会に貢献していただいたこと及び町内会費を長年に渡り払っていただいたこと等にたいして労うためであります。

第21条 助成

領収証の無いものは助成しないこと及び行事や作業等における飲食物の提供の基準を定めて予算を厳格に使用する。これは、令和4年から令和7年6月までの役員会は領収書が無くても助成していたことや高額な弁当等を提供していたためであります。

第22条 活動手当及び慰労金

活動手当及び慰労金は町内会会則では定めてなく、会則内規で定めています。これにより役員会（会長）で自由に金額等を変更設定することが可能であり、特に慰労金（例：8年以上在任は2万円、しかし功績により増額できるとともに会長については、倍増することが出来るように定めている。）は役員会で自由に設定することが出来る。このような重要事項を役員会のみで決議し、運用できるような定めになっている。このような事を防止するために町内会会則に定めて厳正に運用するようにはしました。

第23条 文書等保存期間

文書等の保存期間は町内会会則では定めてなく、会則内規で定めています。これにより役員会（会長）で自由に保存期間を変更設定することが可能であ

り、後で問題等が起きた時に調査する場合に会計関係書類等の保存期間を必要以上に短く設定されて廃棄されれば調査が不可能になり、真実が解らなくなります。今までの会則内規は、保存期間を2年及び3年と短い期間に定められています。このため、問題等が起きた時に調査が出来なくなる可能性が大いにあったのです。このような事を防止するために文書等の保存期間を簡単に変更できない町内会会則に定め、保存期間を調査が十分可能なそれぞれ4年及び6年としました。

第24条 会長印等

会長印及び銀行印の使用、保管方法を定めました。また、通帳用キャッシュカードの使用方法及び保管方法が定まっていなかったため、令和4年から令和7年6月の会長がキャッシュカードを中央区以外の銀行でも自由に使用していたので不正使用を追求することが困難な状況であった。このため、不正使用を防止するために保管及び使用方法等を定めました。

第25条 改廃

町内会会則を会長等が都合の良いように簡単に改正でいないように厳正な内容に定めました。

第26条 賠償

令和4年から令和7年6月までの会長等の不正事案と思われる事項が発覚しても町内会会則に定めが無かったため、賠償を求めることが難しい状況である。このため、賠償請求が可能になるように定めました。

第27条 申し送り

令和4年から令和7年6月までの会長が会長印、領収証等の書類、町内会の旗、ラジオ体操用のラジオ及びその他の物品を10か月経っても申し送らない現状を踏まえ、申し送りが確実に出来ように定めました。

第28条 内規

町内会会則に重要事項等の細部を定めたため、内規は重要事項を除く各種行事等の手順及びその細部のみを制定又は編子できるように定めました。